原子力損害賠償支援機構
第２７回運営委員会

平成２５年１１月２５日

原子力損害賠償支援機構

午前8時00分　開会

○原田委員長　おはようございます。本日は、皆さん方、お忙しいところを朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、「第27回原子力損害賠償支援機構運営委員会」を開催いたします。

本日は、[redacted]と[redacted]は所用がございまして御欠席でございます。

本日の運営委員会の議題は、御手元の議事次第のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

早速でございますが、今後のスケジュールにつきまして、[redacted]から御説明をお願いします。

○[redacted]　おはようございます。[redacted]でございます。よろしくお願いいたします。

私から、資料３にございます「今後のスケジュール」に沿いまして、簡単に御説明申し上げたいと思います。

こちらは前回の運営委員会でもお配りしておりますけれども、その後、いろいろなことが起こりましたので、その部分を書き加えてございますので、そこの点につきまして簡単に御説明させていただければと思います。

まず、４つの項目、被害者賠償、廃炉、除染・中間貯蔵、東電計画がございますけれども、それぞれに共通するものとしまして、赤い四角囲みがございますけれども、「<自民党・公明党>復興加速化に向けた『提言』」がございます。11月８日でございますけれども、自民党、公明党から原子力事故災害からの復興加速化に向けてという提言が出されております。この中では、今まで帰還を前提としたいろんな施策が考えられたわけでございますけれども、現実には、移住を希望される方々もあり得るということで、こういった方々につきましても支援を行うというような考えが示されておるところでございます。こういった考え方に基づきまして、原子力損害賠償についても政府の検討を求めておるということでございます。また、これ以外でも、除染・中間貯蔵施設につきましても、国の役割につきまして提言が行われているところでございます。また、汚染作業につきましても、実施体制の強化ということで体制の整備につきまして提言がなされているという状況でございます。

続きまして、それぞれの項目についての動きでございます。

まず、被害者賠償でございますけれども、原子力賠償紛争審査会におきまして引き続き審議が行われているところでございます。先週金曜日に開かれました際には、中間指針第４次追補素案というものが提示されております。まだまだ議論は途中でございまして結論は出ておりませんけれども、先ほど自民党の提言の中で申し上げました方々につきまして、賠償の考え方を中心に議論しているところでございます。

続きまして、廃炉、汚染水でございますが、これにつきましては11月８日に東京電力から、福島第一原発緊急安全対策が発表されているところでございます。また、先ほど申し

上げました自民党の提言も踏まえまして、今後、東電の対策も踏まえまして、政府としての当面の予防的、重層的な取りまとめが行われる見込みでございます。

続きまして、除染、中間貯蔵、復興でございます。これにつきましては、11月20日、原子力規制委員会におきまして、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方というものが提示されてございます。この中では、帰還後の住民の被曝の線量の評価につきまして、これまで空間線量というものを考えてございましたけれども、空間線量から推定される被曝線量ではなく、個人線量を用いることを基本とすべきであるという考え方が提示されております。この考え方に基づきまして、今後、住民の帰還の判断に資するロードマップの策定あるいは帰還の選択をする住民を総合的に支援する仕組みの構築につきまして国で検討すべきという考え方が示されておるところでございます。

さらに、一番右側でございますけれども、東電の経営改革のところでございますが、これにつきましては同じく原子力規制委員会の関係でございますけれども、柏崎刈羽原発の安全審査が正式に開始されたという状況でございます。

最後になりますが、それぞれ項目につきまして、現在個々の検討が行われているところではございますけれども、恐らく今後12月に入りまして、全てを束ねるような形で政府において何らかの決定がなされるのではないかと見ておるところであります。

以上でございます。

○原田委員長　続きまして、「『新総合特別事業計画』骨子（案）」につきまして、事務局のほうで作成されておりますので、[redacted]から御説明をお願いいたします。

○[redacted]　事務局の[redacted]でございます。

それでは、資料４、A3の２枚紙に従って簡単に御説明申し上げます。

「『新総合特別事業計画』骨子（案）」という資料でございますが、１ポツの背景のところを割と詳しく書いてございまして、後ほど加えてまいります２ポツ以降のところにつきましては、今の段階では項目という形になっているというところでございます。

１の趣旨のところでございますけれども、こちらは（１）のところにもございますように、そもそも「総合特別事業計画」の枠組みがどのようなものであったのか、こちらのほうから入らせていただいております。

現行の「総合特別事業計画」につきましては、巨額の事故費用のための資金繰りの危機に直面していた東京電力を支援する、ある意味、資金繰り対策を軸としていたということが１つでございまして、その中で被災者賠償、事故炉の安定化、電力の安定供給という３つの責務のために、国の支援のあり方とか東電の経営改革、関係者の協力などをパッケージとしてまとめたという位置づけであるかと理解しております。

しかしながら、策定の時点が事故後の１年ほどのところでございましたので、必ずしも被害の広がりとか復興の道筋、ここまで思いが十分に至っていなかった。したがいまして、今後の費用の広がりなどが起こった場合には、責任分担や費用分担につきましては、国と東電の双方が連帯して対応するという基本認識を示すのにとどまったものだと理解してお

ります。

下のほうに事業継続のためのパッケージということで、国、東電、金融機関、株主、それぞれ「総合特別事業計画」ではどのようなパッケージだったかを簡単に記述してございますが、まず、国におきましては、１兆円の出資をするのに加えまして、５兆円の交付国債枠を設定して賠償を円滑化する。さらに8.5％の値上げの認可をする。それに対しまして、東電といたしましては、第三者のデューデリジェンスによるコスト削減、10年間で3.4兆円、さらには7,500億円相当の資産売却、ガバナンス改革ということで委員会設置会社に移行するというような取り組みを行った。

さらに、金融機関、株主につきましては、まず金融機関でございますけれども、１兆円の新規融資、77行からなる銀行団の借り換え、残高維持を行うということでございますし、株主につきましては、株式より議決権が希釈化する。これは政府出資の部分の議決権が半分ということでございますので、市場流通株式の議決権割合が半分になったという意味でございます。経営責任につきましては、会長、社長以下、全ての役員を対象といたしまして、給与削減を行ったということでございます。

（２）でございますが、総特を策定した以降の経営環境の変化でございます。ここでは、先ほども総合特別事業計画のところで申し上げましたとおり、十分な被害の広がりとか復興の道筋については思いが至らなかったというところでございますが、それが徐々に顕在化してきたということでございまして、主に３点ございます。

１つ目といたしましては、事故費用の見通しの増大。例えば被災者賠償だけでも５兆円を超えるのではないか、また、除染費用につきましても、複数の学会で、除染費用のみで５兆円を超えるのではないかという見通しも出てきてございます。

さらに廃炉につきましては、最終処分費用を除いても２兆円程度の費用が少なくとも必要になってくるということになってきているということでございます。

続きまして、汚染水、タンク問題の発生でございます。こちらのほうは、事故後の緊急対応というところがございましたが、その後の特にタンク面での運用等を中心といたしまして、ほころびが時間とともに露呈してきているということでございますし、これは福島復興の面で問題ということにとどまらず、日本国全体が国際的にもかなりこの問題で注目されているということからも明らかなように、国の信用に当たる事態になってきているという状況だと思います。

３番目が電力自由化の決定や原子力の再稼働の遅れでございます。まず、電力自由化につきましては、事故後、需要家選択肢の確保とか、競争の促進に伴う電力料金の可能な限りの引き下げという観点から検討が進められてきておりますが、そちらは臨時国会の中でも電気事業制度の改革の法案がプログラム規定でございますけれども、通っているところでございます。いわば電力自由化が決定される中で、賠償でありますとか廃炉でありますとか、こういうところを維持していく経営基盤づくりをしていかなければいけないというのは非常に大きなところだと思います。

さらに、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働でございますが、「総合特別事業計画」の計画ですと、この４月、５月には既に柏崎刈羽の原子力発電所の１号機、７号機が再稼働していかなければいけなかったというところでございますけれども、それはまだ実現を見ていないというところでございます。

こういった大きな事情変化というのがございますので、特別事業計画のほうも抜本的に見直すことが必要ということではないかと。

さらに３番目でございますが、政府による責任、負担の見直しでございます。こちらはまだ完全に政府の閣僚レベルでの決定がなされていないものですから、終わり方は若干ふわっとしているところがございますけれども、流れとしては、まず「国難」とも言うべき事態の中で、まだ福島の復興は十分には進んでいないという問題意識。東電と機構としては、こうした中、総特を超えているさまざま経営改革努力、例えば賠償の円滑化のための体制整備でありますとか、原子力改革、1F、福島第一原子力発電所での現場の強化策、さらには福島復興本社の設置、経営合理化の深掘などに取り組んできてございますが、その中でも汚染水といった国民の信頼を損なう事象が発生している。さらに、人材流出でありますとか現場の疲弊でありますとか、そういった企業体力の劣化というのもかなり顕著になってきているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、政府としては、福島の復興の加速化最優先のために、国が前面に立って福島再生を実現する。そのために東電に対して、さらに踏み込んだ改革を求めるという基本方針に沿って新たな責任分担、費用分担の具体的あり方を決定した。こちらはまだ実際の決定を見ておりませんので、ふわっとして終わらせているところでございます。

そうした状況下では、「新総合特別事業計画」での新たな枠組みはどのようになるのかというのを示したのが（４）でございます。こうした中、まず第１番目の話として①でございますが、再生のための新たなパッケージということでございまして、国として取り組むべき事項は、除染、廃炉における役割強化ということでございます。それに対しまして東電として、５兆円超の賠償にちゃんと取り組むこと、廃炉につきましても２兆円の支出にはコミットしておりまして、これを円滑に使用していくこと。さらに除染につきましては、一定の割合のところについてはきちんと支払いをしていくというところでございます。

これに加えまして、コスト削減努力として10年間で１兆円程度の深掘をするということと、あとは人員削減につきましては、総合特別事業計画の10年計画を７年前倒しで達成するということでございます。こうしたことに加えまして、こうした努力によりまして、国民への還元ということで電気料金の引き下げ、国保有株の売却益といたしまして、25年間ぐらいで４兆円の捻出を行うというのが東電のミッションではないかと思います。

３番目、金融機関と株主でございますけれども、こちらにつきましては、金融機関としては、長期の資金収支に対してコミットをする。そうした努力に加えて、成長投資分の追加与信ということで、こちらのほうにコミットしていただくというのが大きな構造かと思

います。

さらには、ホールディングカンパニー制、ある種の分社化でございます。電力システム改革によりまして可能となる分社化につきましても、金融機関として資金供給に協力をしていくということ。

最後、株主でございますが、国保有株の売却時に株主価値の希釈でございます。こちらは既に現在機構が保有しております政府保有の株は優先株でございまして、そちらのほうの転換ルールによりますれば、経営努力によって300円を超えていた場合には株式数が自動的に増加してしまうというものが既にビルトインされています。

②でございます。福島における復興基盤の「持続的な増強」というところでございますが、その中で、まずは賠償／復興体制の強化ということで、福島復興本社の体制強化、1,000人規模で増強するという話。さらには、最後の１人まで被災者賠償を貫徹する。５兆円を超えたとしてもきっちり対応していくということと、ADRを尊重してきちんと対応していくということでございます。

続きまして、廃炉体制の強化でございますが、こちらにつきましては、社内の廃炉カンパニーというものを設置して、外部の専門家という方々に活躍していただくシステムにしていきたい。その中でもプロジェクトマネジメント体制というのをきちんと整備して、今までのような、ある種のみっともない対応にならないようにしていきたいということでございます。

これに加えまして、会社の意思決定をある意味、廃炉の部分というのはかなり特殊な技術的知見等が求められますので、そういったものを反映するため、会社の意思決定の適正化を図るよう独立委員会を設置するということもあろうかと思います。

続きまして、福島第一の５号機、６号機につきましては、総理が秋に福島を訪問したときに廃炉について検討するように要請されてございますけれども、そちらのほうを真摯に受けとめまして、５、６については廃炉にいたしまして研究施設に転用するということでございます。汚染水、漏えい再発防止につきましてはきちんと取り組んでいくというのは言うまでもございません。

３番目の要素でございますけれども、雇用創出への貢献ということでございまして、まず、ハイエンドの職場として、廃炉のための研究開発基盤でありますとか、最新鋭の石炭火力の整備に取り組んでいくということがございます。後者の最新鋭の石炭火力の整備につきましては、海外展開等も狙えるというものでございますので、ある種、海外展開の拠点として福島を活用していくというような考え方もあるのではないかと思います。

続きまして、地元のニーズに根ざした介護でありますとか、農業でありますとか、こういうものについても、これは東電単体というよりはグループ全体で取り組んでいくというものになろうかと思います。

３番目の要素として、早期の脱国有化実現でございます。こちらはまだ詰まりきっていないところがございますので、イメージと書かせていただいておりますが、2016年度に社

債市場に復帰する。その後、2020年代半ばに国の議決権を３分の１に縮小していく。さらに、もう少し先になると思いますけれども、国の保有株を売却していくというプロセスをきちんと示して、民間の企業に復帰していくのだというような形にできないかと思っております。

④でございます。自己責任の貫徹、競争基盤の拡大を両立するホールディング制の移行でございます。こちらにつきましては、④⑤と事業の中身の改革ということでございまして、その１つ目の話というのがホールディング制移行、もしくはエネ庁のシステム改革の用語で言うならば分社化ということでございます。その分社化につきましては、2016年度に燃料火力カンパニーと送配電カンパニーと小売カンパニー、３つのカンパニーを想定しておりますが、この３つを分社化する。したがって、この３つは法人格を有することになるということでございます。その上に、ホールディングカンパニーとしてコーポレート部門というのが設置されて事業のコントロールを行っていくというシステムに移行するということでございます。

その中で、自己責任の貫徹というのは、グループ全体としてしっかり行っていくとともに、独立したカンパニーのおのおのの事業特性に合わせて、アライアンスでありますとか、資金調達でありますとか、そういうのをやっていく。それによって、グループ全体として利益が上がるような形にできないかということでございます。

特に燃料火力は非常に大きな投資が必要なところだと思いますし、他方で、小売のほうといたしましては、それほど資本とかを活用するというわけではない。ただし、小売にせよ、燃料火力にせよ、自由化が見込まれるものですから、そこはきちんと経営基盤というのを強化していただくということではないかと思っています。

５番目の項目でございます。国民への還元を最優先する事業戦略でございまして、こちらはまずグループ全体での還元として何ができるのか。これはシステム改革後の自由化に伴う規制なき独占を打破する。それによって、安い電気を安定的に、かつ国民が選択できて、しかも便利に活用できるという低廉、選択、便利という３つをキーワードに、新たな競争環境、これはシステム改革後の競争環境ということでございますが、そこにおけるビジネスモデルを先行して具体化するということでございます。

それに加えまして、原価低減努力を推進しまして、日本全体での値下げ競争を喚起するというのは当然でございますが、業種や地域の壁を越えた活発な連携と競争という手法によりまして、新たなビジネスモデルを実現する企業に変革していきたい。それによりまして、経営改革の成果というのを国民皆様に還元していくということができないかと考えてございます。

その中でも燃料火力分野といたしましては、アライアンスによる信用補完、調達規模の拡大、これによりまして老朽火力の早期リプレース、上流投資、トレーディング、こういうものを取り組んでいくということでございまして、これらの要素によりまして、現在の発電原価というのを大幅に下げることが可能ではないかと思っております。

また、世の中でかなり批判もされていると思いますけれども、現在のガスの調達価格についても低減していかなければいけないでありますとか、最新鋭の技術を用いることによりまして、なるべく原価低減を図っていくということによりますれば、恐らく電気料金の引き下げを通じて除染原資みたいなものにも貢献することができるのかと考えております。あと海外事業についてもきちんと取り組んでいくということでございます。

送配電部門でございますが、送配電部門につきましては、引き続き現在のような総括原価というか、そういうような規制体系が残り続けるところではないかと考えておりまして、その中ではコストカット、コストの低減と安定供給、２つの要素が大事かと思ってございます。

最初の要素が、調達改革によるコスト低減と投資効率化、これによりまして、まずコストの抑制を図るとともに、全国の系統連系、スマートメーターの導入加速によりまして、災害にも強い次世代グリッドというのを構築していくということが求められていると考えております。

小売部門でございますが、こちらにつきましては、まず電源調達のところでコストカットを起こしていくということでございまして、これまでは燃料火力とか社内でほぼ全てを調達していた電源調達でございますけれども、こちらは例えば入札とかそういう手法によりまして、社外からも電源を調達していくという道をつくりたいと考えてございます。それに加えまして、デマンドレスポンス、これは需要家の方々の電気料金を節約するというような取り組みでございますけれども、そういう新しい料金メニューによりまして、低廉で多様な選択肢、真にお客様に役に立つ選択肢を提示していくということが大きなミッションでございますし、それに加えまして、２番目の黒ポツですが、全国規模で電力、ガスというのを最も効率よく提供する。これまでのある種９電力体制で地域独占をしていたものでございますけれども、それを超えていくというのも大きな取り組みだと思いますし、あとは家電制御といった安全で便利なサービスを提供するためのオープンな基盤提供、ある意味、全てを自分でやるのではなくて、ある分野では他の方々と連携していくということが十分あり得るのではないかということでございます。

（５）の改革のスケジュールにつきましては、別途、現在作成中でございます。

２ポツ以降につきましては、福島復興の加速化、原子力損害の賠償状況、要賠償額の見通しとか、あとは原子炉の安定収束と廃炉、これは福島第一原子力発電所の着実な廃止措置の推進、原子力安全の確保ということでございますが、５ポツ、東電の事業運営に関する計画は経営合理化のための方策と再生に向けた収益基盤づくり、経営責任の明確化とか、そういう事項でございます。

さらに６ポツは、資産及び収支の状況に係る評価に関する事項でございまして、こちらのほうに収支の計画等が入ってまいりますが、少しここはまだブランクがございます。

７ポツとしては、資金援助の内容でございます。こちらは8,000億円ぐらいの資金援助が必要かと思いますが、それを重視するということでございます。

２ポツから７ポツにつきましては、現在の段階では項目立てにとどめてございます。基本的には今、御説明申し上げた１ポツの内容というのがそれぞれ溶け込んで細かくなっていくというイメージでございますけれども、今日のところは項目出しということでとどめさせていただければと考えてございます。

すみません、少し長くなりましたが、以上で説明を終了させていただきます。

○原田委員長　ありがとうございました。

ただいまの説明で、新しい「総合特別事業計画」の骨子の段階でございますけれども、かなり広範囲にわたり、かつ相互に関連する重要課題に取り組んでいくという観点から、方向づけが少し見えてきたような気がいたします。

前回の運営委員会で、短時間でございましたけれども、各委員の皆様方から御意見いただきました。私はそれぞれの委員の皆様方が御自分の現在の活動をしておられる分野における知見に合わせて、さまざまな経験を踏まえて述べられた意見が問題の本質をきちっと捉えていただいていると思います。基本的な方向づけについての考え方が伺えたと思っており、そのことを記者ブリーフのときに申し上げました。

その後、一方で、事業計画の骨子について事務当局がさまざまな検討を続けて、また情報を集めておられる過程で、委員の皆様方にも御説明しながら、さらに御意見をいただいております。そのあたりを踏まえて、検討の前提として、この運営委員会として一度概括的でも意見を取りまとめて、東電及び機構に提出することとしてはどうかと。あわせて、政府との関係では、政府も各省庁がまたがる中で、国民の幅広い意見を聞きながら方向づけを出そうと努力しておられる状況でございますので、政府に対しても１つの要望ということで申し入れをさせていただいたらどうかと考えております。

つきましては、前回での皆様方の御意見を踏まえて、お手元にある資料「「新・総合特別事業計画（仮）」の策定について」と題するものでございますが、２枚組の紙を事務局において１つの案として、たたき台として作成していただいております。これもあわせて御意見を今回いただければと思います。

それでは、委員の皆様方から御意見、また質問も含めて頂戴したらと存じますので、よろしくお願いいたします。

９時20分ごろをめどに終わりたいと思いますので、よろしく御協力いただきたいと思います。どなたからでも結構ですけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、大変恐縮ですけれども、[redacted]からいかがでございましょうか。

○[redacted]　基本的によくできているのだと思います。もう少し見させていただいてから、また。

○原田委員長　わかりました。ざっと中身を見てまいりましょうか。

前文のところでございますけれども、委員会として、機構あるいは東京電力関係者にお

いてさまざまな検討が進んでいるという認識のもとに、今後の最終的な検討に資するために次のような点を伝えることにしてはどうかということです。

１つは、「国難」とも言える事態に対処するために、国民各般の理解も得つつ、計画の策定、実行に努める。ここは非常に抽象的な形で取りまとめられておりますけれども、この事態は、「国難」とも言える事態なのではないかというのは、皆様方の共通する思いなのではないかと思います。地震によって引き起こされましたけれども、その後の展開は、単なる一事業者の責任に帰せないようなさまざまな事態となっており、この国が全力を挙げて対応すべき「国難」とも言える状況ではないかと思います。

しかし、そのために、過去のことをいたずらに否定したり非難するだけでは足りないと申しますか、そういうことも念頭に置きながら、今後に向けて皆様方の意見を踏まえて対応していきますが、その際には、国民各般の理解も得つつ、計画の策定、実行に当たることが必要だと。事業会社の経営責任を問うべきであるとか、そこをまずやり直してからだとか、一方的な供給者側の意見だけで議論するのはおかしいとか、様々なご意見があります。また、国際的な状況、特に最近になって注目されているようなCOP19の新しいCO2削減の問題と絡んだ、この国のエネルギーのあり方についての全体的な考え方を踏まえて、今回の事態に備えていくべきという議論もあります。国民各層の、もちろん考え方はいろいろあると思いますけれども、全体として御理解いただけるような形で今回の対応策がつくられなければならないのではないかという点は共通のことではなかったかと思います。

次に、前回の運営委員会で、東電は社会に受け入れられるような１つのビジョンを持って、自分の将来の姿を示して、そして、特に社員を含めたステークホルダー全般と共有できるような努力を続ける姿勢を示すべきというご意見がありました。先ほどの資料の中にも触れられましたように、さまざまな形での国民経済の還元という観点で、それを展開していく改革案になってほしいということでございます。

３番目は、東電が賠償、廃炉、汚染水、電力の安定供給といった当面の責任といいますか、表にあらわれた問題、責任を果たすため、より長期的に見て現場を支えていただいている人材が希望を持って働くことができる環境を整えていくということも重要である、そういうことを踏まえてほしいという意見であります。

４番目が、東電が廃炉、汚染水対策に全力に取り組むことでございますけれども、それについては、適切な処置、また問題点を迅速に情報公開してわかりやすい形で理解を深めていく、それが一方では社員の士気を高めるという視点を踏まえた対策であってほしいということでございます。

その次は、東電は、被害者の賠償については、迅速かつ適切な実施を引き続き継続してほしい。これはさまざまな担当者が努力していただいていると思いますけれども、現場に入り、現場の状況を見た方は、やはり現場の熱い期待と思いを感じてこられて、表現はいろいろありますけれども、苦しんでおられる方々の最後の１人までも救いたい、そういうようなメッセージを伝えたいということがあります。これは現場に入っていった担当者の

方々として共通する考えではないかと思います。

東電の組織のあり方につきましては、これも色々な角度から言われていますけれども、特定の部分最適には陥らないで、全体としてトータルとして総合的な判断のもとで最適なものとしてもらいたいということでございます。

次に、電力システム改革については、既に骨子の中でもさまざまな視点が示されております。積極的に取り組むこと。

次に、金融機関等を初めとするステークホルダーへの協力要請が機構法上の法定要件となっていることも踏まえて、経営の合理化や将来の成長戦略の実現に必要な資金について十分調べた上で金融機関にも適切かつ十分な協力の要請を行うこと。これも１つの重要な視点だと思います。

次に、除染、中間貯蔵施設の建設の費用負担、さまざまな問題につきまして東京電力に全てを任せるのみでは福島の復興や電力の安定供給の課題に対応できない可能性があります。そういう困難があるという観点から、分担についての具体化を検討してほしいと思います。

最後は、法律のあり方でございますが、当初からさまざまな形で指摘されておりますけれども、機構法附則６条を踏まえて、エネルギー政策に関する国の政策のあり方の根本的なところを踏まえつつ、政策における国の責任をどう考えるのかということを何らかの形であらわせるような検討を進めていただきたいというご意見があったと思います。何か御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

[redacted]もしよろしかったら、お手を挙げて。

どうぞ。

○[redacted]　骨子（案）の中に１つ２つ御質問というか教えていただきたい点がありますので、それが１つ。それから、ただいま委員長からプロセスを示していただいた申し入れ（案）について、１つ２つコメントがございます。

まず質問のほうですが、全体としてどのくらいのコスト、費用がかかるのかという全体像が私自身まだよくわかっておりませんので、そのことをクリアにしたいということですが、事故費用見通しという一番最初の（２）に書いてあるところを積み上げますと、被害者賠償だけで５兆円プラスアルファ、除染費用もどうなるかわからないというところがあるのだろうと思います。先ほどの線量基準の見直しによっては減少するのかもしれません。最後に、廃炉について最終処分費用を除外して２兆円ということはありますが、これは最終処分費用というのはどのくらいで、誰が負担するということになっているのかということがわからないので、そこを教えていただきたい。これが質問の１つ目です。

もう一つは、政府で来月中のどこかでグランドデザインというのか、トータルな政府としての考え方が示されるということですけれども、それはタイミングとしてはいつごろと今見ておられるのかということを教えていただきたい。これが質問の２つ目です。

申し入れ（案）については、細かい点は委員長にお任せしますし、全体としてはよくで

きていると思います。ただ、3番目と4番目は若干ダブりがあるのかなと。こだわるわけではありませんが、そういう感じがいたしました。

2ページ目の一番上、6番目の項目になりますが、組織のありようについて、部分最適と全体最適という話は、議論を聞いていた者にはわかるのかもしれませんが、これだけぱっと出されると若干抽象的過ぎて、何が言いたいのかという疑問を持たれるおそれがあるのではないかと思いますので、書くのであればもう少し具体化したほうがいいのかなという気がしています。

私からは以上でございます。

○原田委員長　ありがとうございました。

このあたりについてはいかがですか。この段階で明らかにできることとできないことがあるかもしれませんが。

○[redacted]　わかりました。お答え申し上げます。

被災者賠償と除染費用につきましては、こちらに書いてあるものというのが現在、我々が考えているところでございまして、廃炉については最終処分費用がどのくらいかというところだと思いますが、多くなる可能性も、少なくなる可能性もございます。

○原田委員長　ご指摘の、中身がダブっているというところは調整したいと思います。

○[redacted]　[redacted]でございます。

この運営委員会、委員長さん初め、メンバーが大幅に変わりまして、[redacted]新たな運営委員会としてどう考えているのかというのをやはり外部に出していく必要がありますので、この段階でこういう文章をきちんと外に出してものを言っていくということが必要ではないかと思います。

もう一つは、今、この文章を拝見いたしました。いろいろな項目が入っているのでよくできていると思いますし、あと、これから私は修文などは全て委員長のほうにお任せします。タイミングとかいろいろあると思いますので、私なりにこういうように理解していますということだけ申し上げて、どういうように取り扱うかは全て委員長さんのほうに御判断をお任せしたい。大変よくできていると思っています。

総体としていいますと、この福島の大変深刻な事故を起こしたということについて、これまで関係した者全てが国民に謙虚さをきちんとあらわすような視点が必要だと思います。その上で、大きく言うと国、東京電力、金融機関と、この三者全てが一歩前に出るような形でこの問題に取り組む。これまでの総特がうまく今の状況に合わなくなってきているという、そこをきちんと踏まえて、新たに三者が全て一歩前に出るという姿勢を今度の新しい総特の中に入れておかなければいけないと思います。

国につきましては、前回も申し上げましたが、特に除染について、あるいは除染と中間貯蔵について、党のほうの文書を見ても費用負担について国が一歩前に出るようにということを書いてありますし、この姿勢でやってもらいたい。この文書が国に対する要望ということでありますので、そのことを十分強調しておいてもらいたいと思います。そのとき

に、今のスキームですと、いずれにしても25年なら25年でさまざまな資金を結局東電が負担をして回収するというスキームになっているわけですけれども、特別負担金による回収が例えばこれだけに限りませんけれども、25年から40年というような形でただ単に延ばすようなものではなくて、きちんと一定の役割分担を決めた上で国が負担をするということを明確にすることは必要だと思います。

東電につきましては、東電が他に先駆けて積極的な改革に取り組むといったようなことを「総合特別事業計画」にいろいろ盛り込む必要があると思いますが、先ほどの計画の案のところに出てきたもので２枚目のところに国民への還元をグループ全体として、と書いてあります。自由化に伴う規制なき独占状況を打破すると。先ほど委員長もお話になりましたけれども、東電を救済するような形と捉えられてもらっては大変困る。これからの電力、エネルギーという重要なものを担う企業を国民のためにきちんと体制づくりをしていく必要があります。[redacted]これからはエネルギーについて、今の電力の９社、地域独占体制ということではなくて、場合によってはガスなども含めた非常に大胆な総合エネルギー会社に変わっていく、そういう中で国民にさまざまな料金値下げだけではない果実を還元していく必要があります。今回も東電はそういった線に沿った形で、本当に新生東電というか、新しい東電をつくってほしい。東電自身もそういう強い覚悟を持って取り組んでほしいと思いますし、この総合特別事業計画の中でもそういったことがはっきりと含まれるような計画になってほしいと思います。

あと、金融機関ですが、金融機関は来月に、いわゆるニューマネーと借り換えがあるようですが、全体としては、先ほど全てが一歩前に出なければいけないのではないかと。先ほど御説明いただいた計画の案の中でも１ページ目のところに、金融機関として今後の長期資金に加え、成長投資分は追加与信と書いてありますが、新しい新生東電というものができたときに、大きな会社のビジョンとすれば、そこで事業を新たにどう展開していくのかという部分が必要となります。それについて、どういう事業をこれからやっていくのか、先ほど火力、最新鋭石炭火力について整備をして今後海外展開等も視野にという話も説明の中でありましたが、そういったことも大変重要だと思いますし、それだけにこだわらず、これは従来の会社の姿と決別をして新たな会社として生まれ変わってもらわないといけないと思いますので、そういう新規のものについて、金融機関がどういう与信をしていくのかということをぜひ金融機関にも考えていただきたいと思います。東電からもそのことを金融機関にきちんと説明して、理解を得るようにしていただきたいと思います。その金融機関が一歩前に出るということもこの中にわかるような、そういうものでなければいけないと思います。

国と東電と金融機関と、そんなように私は理解しながら、その考え方を外に出していくということと、それを踏まえて、これからの計画の認可に当たっていくべきではないかと思います。もう後は委員長さんのほうにお任せいたしたいと思います。

○原田委員長　ありがとうございます。いかがですか。

どうぞ。

○[redacted]　[redacted]でございます。

まず、策定（案）については、前回の議論をしっかりと反映していただいていると思いますので、これはもうこれで結構ですし、あとは委員長にお任せしたいと思います。

先ほど[redacted]からお話がありました部分最適と全体最適は、前回、私が申し上げた話だろうと思いまして、この点について補足します。

東電の経営改革の中でホールディング制を導入する。ホールディングの中でそれぞれ持ち株会社の傘下で分社化された事業会社があるわけでありまして、この事業会社はベクトルが全然違ってしまうと最終的に全体最適につながらない。ですから、ホールディング制の場合には、とりわけ本社部門、このケースでいえばコーポレート部門ということになるのでしょうか、そこがある意味ではリーダーシップとグリップ、それぞれに対する収益目標なり経営目標なりを明確に出していくということが必要です。それを通じて部分最適に陥らずに、グループが全体最適をしっかりと追求していくことができる組織をぜひつくっていただきたいという趣旨で申し上げたということであります。以上です。

○[redacted]　ありがとうございます。要回収の資料で経営環境の変化というところで、廃炉について汚染水問題ということが出て、どのような運営がいいのかについて議論が進んでいますが、これはもっと前からやるべきだったと思います。[redacted]

[redacted]仮置き場の問題とか、本当に中間貯蔵施設に持っていくときに周辺の道路の横の人の被曝は問題ないかとか、さまざまな問題がございますので、中間貯蔵等に国のお金ということは大変いいことなのですけれども、本当に何が遅れているのかをしっかりと現実的に見て、それを解決していくということが大事かと思うのです。その中で本当に費用効果の高いところにお金を使うということが大事でありまして、除染は何兆円かかるかわからないのですが、コストベネフィットといいますか、費用対効果がいいものからやっていって、そこをしっかりやれば県民あるいは避難されている方も理解が深まっていくかなと思います。

もう一つは、柏崎刈羽が１年以上経過したということで、今の状態を見ていると、なかなか賠償支援機構としては難しいと思いますけれども、本当にしっかりと東電が安全を説明し、それを皆さんにわかってもらい、安全が確認された原発については再起動が必要であるということを何がしかの形で示すことも大事かなと思いました。以上です。

○原田委員長　ありがとうございました。

どうぞ。

○[redacted]　先ほどは失礼いたしました。申し入れに関してですが、この手の文章は非常に政治的なインパクトがあったりする可能性がありますので、私自身は、かなり注意深く書かれていてこういうのでいいのかなと思います。ただ、10項目ばらばらあって意図がわかりにくいなという気がいたします。

基本的なラインはかなりクリアにこの中の議論でも、あるいは事務局のほうで御説明いただいた骨子（案）でも明らかなのではないかという気がいたします。もし、うまく書けるようでしたら、最初のところに、基本的な考え方を明確にされておかれるといいのかなと。基本的には、後処理問題と、新生東電と言っていますが、本来の電力事業、エネルギー事業をどういうふうにこれからやっていくか、この２つの問題になると思っています。

最初の問題については、東電だけでやるというのは無理ということは明確でございますので、これは政府と金融機関と東電との間でどう切り分けていくかということをきちんとやっていただきたいということ。

本来のエネルギー事業、電力事業については、国民に大きな便益を及ぼすような経営改革やいろんな取り組みをしていただくというラインかなということです。もし、そういった格好でうまく書き込めるかどうかについて考えていただきたいと思っております。

○原田委員長　ありがとうございました。

最終的に、今、起こっている問題をどういうように収束させるかという点と、将来へのエネルギーの政策、これは産業政策を支えるためのものとして不可分のものだと思います。[redacted]も触れられたのですけれども、私は組織の部分最適、全体最適という議論の中で先ほど考えていたのは、火力発電所の例です。日本の持っている最新鋭の技術を使えば、非常に効率的にいい石炭を使ってやれるということで、一部報道で東電がそういうことを計画しているという話がありました。これはCO2対策であるとか、福島の復興への貢献とか、様々な形で評価できるのかもしれません。しかし、それを個別に取り上げて評価・検討するのではなくて、計画の全体性といいますか、エネルギー政策の全体の中でそれをどう考え、どう当てはめていくかという中で検討していただきたいという気がいたします。これは組織の問題だけではないのですけれども、例えば再起動の問題も、全体としての物の考え方をきちっとしないとなかなか対処していけないと思います。それをやるためには、また大変な広範囲な検討をしなければならないということで、今の段階でどういうようにバランスをとっていくのかということについても全体を踏まえた一定の考え方が必要です。そこは、私はやはり科学的知見と政策の協調であると思います。それを政策として、政府としてどう努力するのかというようなことが１つあるような気がするのですけれども、それは運営委員会としてどうこうというよりも、むしろ国の政策の中にそういうことが反映されて、それが東電の事故処理と将来における事業計画の中にも反映されていくということだと思います。相互に関連はしているのですけれども、この段階でどういうことを言ったらいいのかというのは難しい面があるかもしれません。さまざまな観点で考えながら、委員会としての年末にかけての議論にどのように反映させていったらいいのかということ

について、またお考えいただければと思います。
どうぞ。
○[redacted]　ありがとうございます。[redacted]本当にこれから出口戦略を考えるときにも技術を持って、原子力が将来どうなろうとも、それに対応できるようにしなければいけない。基本的には、その原子力の安全もありますし、廃棄物の問題もある、燃料サイクル、いろいろある。従来型の硬直化した表面的なことは対応できなくなっているのではないかと思って検討しているところです。新しい新火力なども入れていって、エネルギー、電気の生産という観点で、一部原子力も使いながら、どのように次の戦略を考えるのか大変重要な点だと思うのです。

東京電力も考えられていると思うのですけれども、日本の中で原子力をどういう次の段階に持っていくのか、人によったらどういうようにしてたたむのかと言う人もおりますけれども、次の段階に向けての出口戦略というような検討が大事であって、大きな観点から我々も東電のほうを見たいと思うし、運営委員会でもそういうような視点でもって検討することが大事かなと思っています。

○原田委員長　ありがとうございました。
大変貴重な観点だと思います。私は、今回のいきさつの中で、日本の戦後の荒廃から立ち直っていく中で、原子力を平和利用に使うということで昭和30年の初めにそういう決断をして、どういう体制でいくのかというときに、今の原子力損害賠償に関する基本的な論議がなされて、損害を事業者が負担する、他方で事業者が地域独占という形でいろいろ努力して、それを相対的に料金に転嫁して回収していくといいますか、そのバランスを合わせていくということをやる。日本が復興していく中で、昭和31年というのは東海道の全線電化された年です。私は今でも覚えているのですけれども、高校へ入ったばかりで、兵庫県から東京に出てくるのも随分早くなったなと思いました。それは一方では日本の産業復興における電力の意味、原子力発電を念頭に置きながら、電力需要に応えていくという中で、日本がこれだけの復興を遂げていった。しかし、その過程でいろんな問題が生じたと。

そういう意味で、[redacted]がおっしゃったような原子力エネルギーの問題についても1つの転換点に来ているのかなという気がしますけれども、私は今回のさまざまな事故処理の歴史、経過と対応を見ていて、それは一方で、問題があったから極端に走って、ゼロか、あるいはこのままかということではないと思います。やはり色々な観点を総合的に考えながら、全体としてどういうバランスで供給面から、また需要面の調整もやりながらやっていったらいいのか。あるサイクルでそういうことを点検できるような制度をつくっていってもらいたいという気が個人的にはいたします。

しかし、政府だけでは恐らく対応できないです。これには民間の活力もあるし、また国際的な協力関係も必要だと思いますが、そういう視野を持って解決策を模索していっていただきたいというような感じがいたします。

何かほかによろしいですか。
どうぞ。
○[redacted]　今、委員長おっしゃるとおり、全体の大きな流れの中でこの問題を考えていかなければならないということと、[redacted]おっしゃったように、大きく言うと東電だけでの対応では無理な後処理問題と、エネルギー全体の中で、従来に決別した新生東電がシステム改革の線に乗ってどういう役割を果たしていくかという大きな２つのことをこれからやっていかなければならないわけです。エネルギー政策全般の中で特に後段の東電がエネルギー会社としてどういうようにしていくかというのは、本当はエネルギー基本計画がきちっと決まっていると非常にそこもクリアにしやすいと思うのですが、[redacted]
今日の申し入れは、これはこれでまたいろいろ急がれる事情はおありだと思いますから、委員長さんの御判断で、もし修正があれば適宜修正していただくなり何なりして出していただいたらと思います。その上で総合エネルギー基本計画など原子力政策の枠組みが12月に決まった段階で、特別事業計画を認可する中で、新たなエネルギー計画の線の中でどういうように東電は役割を果たしていけばいいのかとか、国、金融機関も役割を果たしていけばいいのかとか、その中でまた考えを込めればいいのではないかと思っております。
○原田委員長　ありがとうございました。
議論は恐らく尽きないと思いますし、皆さん方、いろいろ考えていることはまだまだあるのだと思いますが、一応今回での議論を終わらせていただきたいと思います。
なお、新総特の骨子（案）につきまして本日いただきました貴重な御意見を踏まえまして、事務局におかれては、東電と連携もしながら策定を進めていっていただきたいと思います。また、申し入れ事項につきましては、今日、お話しいただきましたが、若干今、それを加えた案も作っていただいているようでございますけれども、間に合いますればそれも後でお配りいたしますが、最終的には非常に難しい問題ですけれども、どういう形で最終的に取りまとめるかというのは、事務局と私にお任せいただいて進めたいと思います。
その上で、この資料、申し入れ事項は、後ほど記者の皆さんにぶら下がりという形でブリーフをする機会を作っていただきましたので、そこで説明させていただきたいと思います。なお御意見もあるかと思いますが、先ほど[redacted]が言われましたように、恐らくかなりいろんな問題がこれからも出てくると思いますので、それを踏まえて12月に入りましての新しい総特の計画の議案の審議の中で、また反映させていただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。
それでは、そういうことで、もし時間的に間に合うようでしたらそれを配らせていただくということでお願いいたします。本日の議事は以上になりますが、今回の運営委員会の議事録につきまして事務局で作成していただいて、後日、皆様方に御確認いただいて確定させていただきたいと思います。

なお、議事録の扱いは非公表でございますので、よろしくお願いいたします。

事務局から何か御提案はございますか。

○[redacted]　私から補足で、これから年末にかけてどんなスケジュールで、何が論点になっているのかということを端的に申し上げたいと思います。

新総特のほうの作業は、東京電力と機構で今行っておりますが、大きく分けて残された非常に大きな論点は３つございます。

まず、第１に金融機関との関係です。この金融機関との関係は、御承知のようにホールディングス制下において、例えば連帯保証の扱いをどういうようにするのかとか、あるいは新規の融資、成長投資に伴って相当な融資もまた必要になりますが、個々の金融機関からすると相当なエクスポージャーになっているものですから、それとの関係で、それをどこまでコミットするのか。これは恐らく先ほどから御意見出ているように、国も一歩前に出た、東京電力もそれなりに一歩前に出る、金融機関はどうするのだという話はある程度政治的にもハイライトされつつありまして、恐らく、そのハイライトが強まる状況の中で最後どういうようにするかということになります。合意できないのであれば、パッケージ全体がどうなるかわからなくなるというようなところまでいってしまうかもしれないと思っていまして、ここは予断を許さないところでございます。

２点目の国の負担、東電の負担というところでございますが、大筋は自民党の復興加速化本部で方向性が出ておりますが、具体的な負担の仕方についてどうするかというのは、今、財務省とエネ庁のほうでずっと検討しております。それが出てくるのが恐らく予算の全体の査定と絡んで出てまいりますので、これが12月の上旬から中旬にかけてではないかと思われます。

大きく分けた３つ目の論点は、これは東京電力そのものでございまして、やはり除染のほうについて国がある意味で一歩前に出る。その他、賠償とか、金融についても、ある程度一歩前に出るというのが決まってくるとすると、東京電力としてどう一歩前に出るのか。今の３つの大きな項目が年末にかけて調整が続きながら総特の作業が進んでいくということです。

以上、御報告でございます。

○原田委員長　先ほどの議論に基づきまして、事務局のほうで早速訂正案が出ておりますのでご覧いただけますでしょうか。

○[redacted]　これは先ほどいろいろ御意見いただいたので赤字で直してあります。若干打ち間違いがありますので補足説明いたしますと、最初の１番目は、「その際」です。その際、東京電力のみで事故対応と費用負担を行うことはもはや困難であり、国、東京電力、金融機関など、関係者が適切に分担を行うこと。

４つ目のところですが、廃炉、汚染水対策に全力で取り組む。適切な措置や迅速な情報開示を行うこと。ダブりがあったので、その前のものとの調整を図りました。

次のページですが、先ほど[redacted]からお話のあった部分最適、全体最適についてはっ

きり書いております。ホールディングカンパニー制のもとにおける組織のありようについて、全体最適を行うとする。しかも、それがエネルギー産業全体を視野に置いて部分最適に陥らず全体最適を踏まえた姿となるということです。

その次でございますけれども、電力システム改革を先導する諸改革に積極的に取り組み、新生東電とも言うべき新たな姿を示すこと。ここも先ほどの御趣旨を生かした修文をしてみました。一応事務局としての修正案でございます。

○原田委員長　今の件で何か御意見ございますでしょうか。

○[redacted]　最初のほうに申し上げましたとおり、全体として結構だと思っておりますので、細かい点は委員長と事務局にお任せしたい。今、配られたものについても、もちろん異存はございません。

○原田委員長　全体の、一体国の負担がどうなるのかというのは確かに大きな問題ですね。そのあたり、今後とも十分認識しながら、どういう形でそれを事業計画の中に、あるいはその後、取り込んでいけるのかというのは、国全体の取り組み方にもよりますね。それを委員会の立場でこの段階でどうだということはなかなか言いづらいかもしれませんので、それを念頭に置きながら進めていくということでよろしいでしょうか。

ほかによろしゅうございますか。

それでは、[redacted]のほうで事務連絡がもしございましたら。

○[redacted]　事務連絡でございます。

大変申しわけございませんけれども、今お配りしております資料のうち、「新総合特別事業計画の骨子（案）」及び今、再度配付いたしました「「新総合特別事業計画（仮）」の策定について（案）」でございますが、本日の会議の終了後に回収とさせていただければと思いますので、そのまま席上に置いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

なお、佐藤監事より、平成25年度監査計画を理事長宛てに提出していただいておりますので、御報告させていただきます。

事務連絡は以上でございます。ありがとうございました。

○原田委員長　それでは、ありがとうございました。

特にこの際、あと数分ありますけれども、何かございましたら。よろしゅうございますか。

それでは、これで会議は終わらせていただきます。この後のプレス対応につきましては、私と事務局で統一的に対応させていただきたいと思いますので、それでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○原田委員長　それでは、そのようにさせていただきます。

なお、次回の運営委員会の日程につきましては、事務局より御連絡差し上げておりますとおり、12月13日、金曜日、８時～９時半、また早朝でございますけれども、御出席のほ

ど、よろしくお願いいたします。
それでは、本日はどうもありがとうございました。